

協議会だより

Vol. 63(2023年6月5日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

五月雨

「五月雨」と書いて「さみだれ」と読みますが、これは旧暦の5月、現在の6～7月に降る雨、すなわち梅雨時期の雨のことです。松尾芭蕉の奥の細道にある、「五月雨を 集めてはやし 最上川」の句は、松尾芭蕉が梅雨時期の雨で増水した最上川(山形県を縦断して流れる日本三大急流の一つ)を舟で下った時に感じた様子を詠んだものですが、当時はもちろん救命胴衣はなく、船頭さんの舵取りに命がかかっていたため、文字どおり命懸けの舟下りだったと思われます。



物事が一度で終わらずにだらだらと続くことを「五月雨式」と言いますが、梅雨時期のしとしと降り続く雨に例えた感性はさすがです。ちなみに「五月雨」は、春ではなく夏の季語となっています。

梅雨と言って忘れてならないものに「傘」があります。電車やバスについてすっかり忘れてしまった経験はどなたもお持ちでしょう。ところで、どこかに置き忘れることなく長年使ってきた傘は、水を弾く力(撥水力)が弱まり、水が滲みようになります。それがある方法をとることにより、撥水力が比較的簡単に復活します。その方法とは、傘の表面にドライヤーで温風を吹きかけるというものです。

新しい傘の表面には、水を弾くフッ素樹脂の粒が縦に細かく並べられています。それが、使っているうちに生地汚れや摩擦で並びが乱れ、撥水機能が低下するのです。ドライヤーの温風を当てることにより、倒れて乱れたフッ素樹脂が元の並びを取り戻し、水を弾く効果が復活するというわけです。皆さんも一度お試しになってはいかがでしょうか。

さて、今回の協議会だよりでは、会員の皆様も一度は耳にしたことがあるであろう「田んぼダム」について、その概要と取組にあたっての留意事項をお伝えします。

これまでまっぴら河川管理者が行ってきた治水対策だけでは洪水被害を軽減することは難しいとの考えから、国、都道府県、市町村、企業、住民等のあらゆる関係者が一体となって、洪水対策に総合的かつ多層的に取り組む「流域治水」を推進することになりました。この流域治水の取組の中で近年特に注目されているのが、面的に広がる水田の雨水貯留機能を強化する田んぼダムの取組です。土地改良長期計画においても現状の取組面積約4万 ha の3倍以上とする目標を掲げており、多面的機能支払事業における加算措置も支援制度の一つとなっています。

田んぼダム

「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。下の図や写真のように、水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などを取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位上昇を抑えることで、溢れる出る水の量や範囲を抑制します。

平成 14 年(2002 年)に新潟県の旧神林村(村上市)で、下流域の集落から上流域の集落に呼びかけることで始まりました。

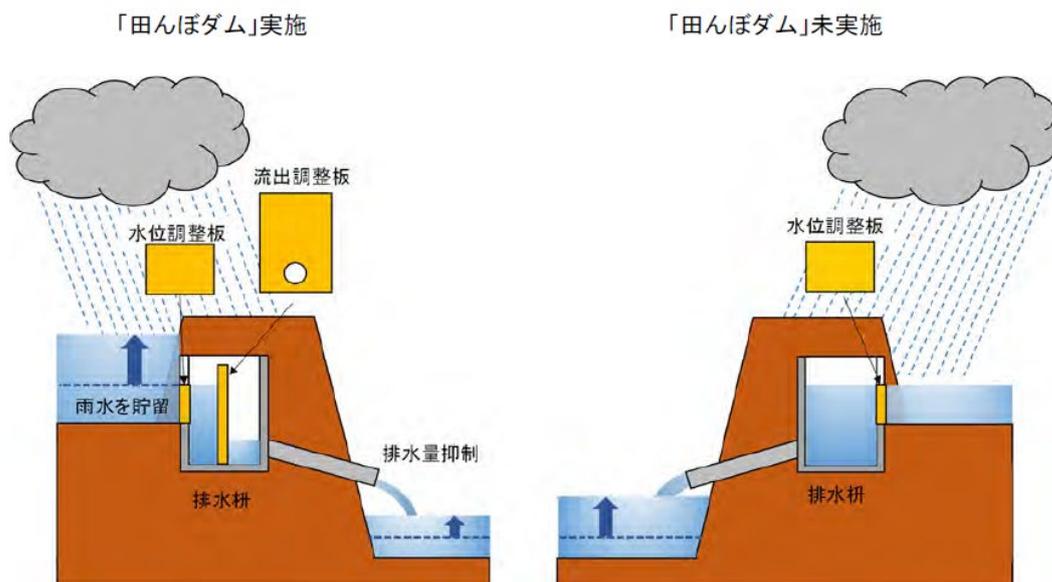


図 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ



写真 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ

「田んぼダム」という言葉は、分かりやすく、興味を喚起する言葉である一方で、誤解を受けることもあります。誤解されやすい以下の3つのポイントについて、「田んぼダム」の関係者間で共通の理解を図った上で、地域が一体となって取組を進めることが重要です。

【誤解されやすい3つのポイント】

- ①「田んぼダム」とは、水田の落水口に調整板などを設置する取組のことをいい、ダムや遊水地のような施設のことではない。
- ②「田んぼダム」は、水田に降った雨を一時的に貯留する取組で、排水路や河川から水田に水を引き入れるものではない。

③「田んぼダム」は、作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組です。大豆や小麦などの湛水の影響を大きく受ける作物を作付けする水田では行いません。また、農作業への影響や取組の労力を最小限にするための工夫が欠かせません。

「田んぼダム」の機能を効果的に発揮させる観点から、以下のような場所が「田んぼダム」の実施に適しています。

【「田んぼダム」の実施に適した場所】

- ①下流に被害を防止すべき住宅地や公共施設等が存在すること。
- ②河川流域内に一定程度のまとまった面積の水田があること。
- ③洪水被害等を受ける恐れが小さい水田であること。
- ④畦畔や排水路が整備され、良好な状態に管理されている水田であること。



「田んぼダム」を実施するためには、十分な高さのある堅固な畦畔や、落水口の排水柵、排水路を整備するだけでなく、整備後も良好な状態に維持管理し、状況に応じて補強を行うなど、水田の持つ雨水貯留機能を十分に発揮させる必要があります。

こうした地域の取組には、多面的機能支払交付金を活用することができます。「田んぼダム」の実施に必要な畦塗り等の畦畔の補強は、多面的機能支払交付金のうち資源向上支払交付金の対象となることに加え、資源向上支払交付金を受ける水田の面積の1/2以上で「田んぼダム」に取り組んだ場合、10a当たり400円の加算措置があります(次頁参照)。

多面的機能支払交付金を活用することで、農業者の負担を軽減しつつ、地域の防災・減災力の強化を図ることができます。

「田んぼダム」の取組を始めるにあたっては、「田んぼダム」の効果、農作物の収量や品質への影響、取組に必要な労力などの情報を農業者、地域住民、行政機関、土地改良区等の農業関係機関、防災関係機関等の全ての関係者で共有することが重要です。その上で、関係者間で相談・協議を重ね、取組の内容や実施体制を整えるといった過程を経ることにより、関係者相互の理解が深まり、地域全体の協働による継続的な取組が可能となります。

「田んぼダム」に関してより詳しい内容をお知りになりたい方は、農林水産省農村振興局整備部が作成した「田んぼダムの手引き(令和4年4月)」をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuui_ki_tisui-67.pdf



加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組んだ場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

400円/10a ※
(北海道: 320円/10a)

2,400円/10a ※
(北海道: 1,920円/10a)

資源向上支払（共同）

田んぼダムの加算単価

従来の単価

事業計画期間5年

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例

写真：新潟市
田んぼダム実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

Q&A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>5万円を超える日当を一括で代表者に支払った際、受け取る領収書に収入印紙の貼付は必要か？</p> 	<p>営業に関しない金銭または有価証券の受取書は非課税となっています。ここでいう営業とは、一般通念上の営業を指し、営利を目的として同種の行為を反復継続して行うことをいいます。したがって、株式会社などの営利法人や商人の行為は営業になりますが、公益法人や商人以外の個人の行為は営業には当たらず、多面的事業の日当を支払う行為は営業には該当しないことから、収入印紙の貼付は不要です。</p>
<p>長寿命化の外部発注工事について、計画時は200万円未満であったが、労務・資材等の値上がりにより工事金額が200万円を超えることが見込まれる場合、こういった手続きが必要か？</p>	<p>工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号の「長寿命化整備計画書」を作成し、市町村へ提出してください。</p> <p>市町村では、対象施設の緊急度等を踏まえ、県へ協議することになります。</p>

協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先
 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
 担当：小田切
 TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
 Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
 URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>